

## 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業実施要綱

### （目的）

第1条 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業は、視覚と聴覚に重複して障害のある盲ろう者（以下「盲ろう者」という。）に通訳・介助員を派遣して情報保障及び移動等の介助を行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

### （実施主体等）

第2条 この事業の実施主体は、神奈川県（以下「県」という。）とする。ただし、事業の効率的運営及び盲ろう者等の便宜を図るため、県が予算の範囲内で、適当と認めた団体等（以下「団体等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。

### （派遣対象者）

第3条 この事業の派遣対象は、次の各号をいずれも満たす者とする。

- (1) 現に県内に居住する者
- (2) 身体障害者福祉法施行規則別表5に定める身体障害等級のうち視覚又は聴覚障害のいずれかの障害程度が4級以上に該当し、視覚及び聴覚障害の重複による障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳を有する者
- (3) 第4条に定める利用登録が行われている者

### （利用登録）

第4条 この事業により通訳・介助員の派遣を受けることのできる盲ろう者は、盲ろう者登録申請書（様式第1号）により団体等に利用登録が行われている者（以下「利用者」という。）でなければならない。

2 団体等は、前項による申請があったときは、速やかに登録の手続を行うこととする。

3 利用者は、登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届出書（様式第2号）により団体等に速やかに申請しなければならない。

4 利用者が県外へ転居等の理由により登録を抹消する事由が生じたときは、登録抹消届出書（様式第3号）により団体等に速やかに申請しなければならない。

### （通訳・介助員）

第5条 この事業において通訳・介助員とは、身体障害者福祉に理解と熱意があり、手話（触手話、接近手話を含む）、点字、指点字、指文字、ブリスタ、筆記、パソコン等の盲ろう者との通訳技術を有し、盲ろう者の通訳・介助を行うことができる者で、神奈川県盲ろう者通訳・介助員登録申請書（様式第4号）により登録している者（以下「通訳・介助員」という。）をいう。

- 2 団体等は、前項による申請があったときは、第6条に定める登録要件を確認の上、登録が適当と判断した場合は、速やかに登録の手続きを行い、神奈川県盲ろう者通訳・介助員登録証（様式第5号）を作成し、交付する。
- 3 通訳・介助員は、登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届出書（様式第2号）により団体等に速やかに提出しなければならない。
- 4 団体等は、次のいずれかに該当するときは、県と協議の上、通訳・介助員の登録を抹消することができる。
  - (1) 通訳・介助員から登録抹消届出書（様式第3号）の提出があったとき
  - (2) 通訳・介助員として不適当な行為が認められたとき
- 5 前項の規定により通訳・介助員の登録を抹消された者は、直ちに神奈川県盲ろう者通訳・介助員登録証（様式第5号）を返還しなければならない。
- 6 団体等は、通訳・介助員の登録を抹消したときは、その旨を県に報告する。

#### （通訳・介助員の登録要件）

第6条 この事業における通訳・介助員は、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。

- (1) 手話通訳、要約筆記又は点字等の経験を有し、県が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会を修了した者
- (2) 社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う盲ろう者向け通訳・介助者養成研修会を修了した者
- (3) その他県が特に認めた者

#### （通訳・介助員の遵守事項）

第7条 通訳・介助員は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 通訳・介助業務中は、神奈川県盲ろう者通訳・介助員登録証（様式第5号）を常に携行する。
- (2) 盲ろう者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を保持し、信条等によって差別的な取扱いをしてはならない。
- (3) 通訳・介助技術の向上のため、県が行う盲ろう者向け通訳・介助員現任研修を年1回以上受講するとともに、盲ろう者の理解促進、福祉の向上等に努めなければならない。

#### （派遣対象事由）

第8条 通訳・介助員の派遣対象となる事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 医療機関への通院、冠婚葬祭等社会生活上必要不可欠な場合
- (2) 余暇活動、研修等社会参加促進のため必要と認められる場合であって、次に掲げる場合を除く
  - ア 政治的活動に関わる場合
  - イ 宗教的活動に関わる場合
  - ウ 物品の販売等の営業活動に関わる場合

- エ 通勤、通学等の通年かつ長期に渡る場合
- オ 通訳・介助員自身の運転による移動介助の場合
- カ 社会通念上、本制度を利用することが適当でないとは判断される場合

#### (派遣の申請及び決定)

- 第9条 通訳・介助員の派遣を希望する利用者は、神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣申請書(様式第6号)により派遣を希望する日の概ね1週間前までに団体等に依頼しなければならない。
- 2 団体等は、申請内容を審査の上、派遣の可否を決定したときは、速やかに派遣決定通知書(様式第7号)を利用者に、通訳・介助依頼書(様式第8号)を通訳・介助員に通知することとする。
  - 3 団体等は、派遣にあたっては、利用者の心身等の状況を十分考慮した上で、第5条第1項に定める登録を行った者から選定することとする。
  - 4 第1項の規定に関わらず、緊急を要する理由等により利用者から派遣要請があった場合で、緊急かつやむを得ない事由があると認めるときは、緊急派遣を行うことができることとする。

#### (業務報告)

- 第10条 通訳・介助員は、業務終了後速やかに、派遣業務実施報告書(様式第9号)を団体等に提出することとする。

#### (通訳・介助員の報酬等)

- 第11条 派遣時間は、原則として午前8時から午後6時まで(以下「時間内」という。)とし、通訳・介助員1人につき1日8時間を限度とする。
- 2 通訳・介助員の報酬は、1時間あたり1,550円(以下「所定額」という。)とする。
  - 3 やむを得ない事由により早朝、夜間等、第1項に規定する派遣時間以外(以下「時間外」という。)に派遣を行ったときは、第2項に規定する所定額の100分の25に相当する額(10円未満端数切捨て)を所定額に加算する。
  - 4 派遣時間が30分未満のときは、時間内にあつては第2項に規定する所定額の100分の50に相当する額(10円未満端数切捨て)、時間外にあつては第3項で算出した額の100分の50に相当する額(10円未満端数切捨て)を支払うこととする。
  - 5 派遣時間が30分以上1時間未満のときは、これを1時間とする。
  - 6 派遣時間が1時間を超えるときは、派遣時間に30分未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、30分以上1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間としてそれぞれ処理することとする。
  - 7 第10条に規定する派遣業務実施報告書(様式第9号)の作成にかかる費用として、第2項に規定する所定額の100分の50に相当する額(10円未満端数切捨て)を支払うこととする。

- 8 通訳・介助員の自宅から利用者の自宅等の業務開始地点まで及び業務終了地点から通訳・介助員の自宅までの交通費については、実費を支払うこととする。
- 9 通訳・介助業務中に必要な交通費、施設利用料等については、通訳・介助員にかかる分も含めて利用者の負担とする。

(事業実施報告)

第 12 条 団体等は、当該月の事業実施報告を別に定める実績報告書により、翌月 15 日までに県に報告しなければならない。

(関係機関との連携)

第 13 条 本事業の実施にあたっては、事業を円滑に実施し、かつ、事業の広報及び普及のため神奈川県盲ろう者ゆりの会をはじめとする各種障害者団体、視聴覚障害者情報提供施設及び各市町村障害福祉主管課等関係団体と密接に連携・協力することとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項については、県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。  
(神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業要綱の廃止)
- 2 神奈川県盲ろう者通訳・介助員派遣事業要綱(平成 13 年 5 月 1 日制定)は、平成 18 年 3 月 31 日をもって廃止する。  
(様式に関する経過規定)
- 3 この要綱の施行の際、現にある様式は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。